

奥州市総合水沢病院給食業務公募型プロポーザル評価基準

1 審査委員会

業務提案書等の審査は、奥州市総合水沢病院患者給食業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて行う。

2 審査

- (1) 業務提案書及びプレゼンテーションの内容について審査し、評価項目に従い総合評価を行う。
- (2) 評価は点数化し、総合点数が最も高い参加事業者を最優秀提案者として選定する。

3 評価項目及び算出方法

- (1) 業務提案書等の内容を、「別表 提案書評価票」に基づき審査委員会の各委員が次のとおり5段階（A、B、C、D、E）で評価する。
 - (ア) A評価の場合は、当該項目の得点の100%を獲得でき、同様にB評価80%、C評価60%、D評価20%、E評価10%の割合で得点を獲得できるものとする。
 - (イ) 提案すべき項目について記載されていない場合は、当該項目を0点とする。
- (2) 提案書の項目ごとに各委員のつけた点数の合計を評価点とする。
- (3) 合計点数の最も高い者が2者以上（同点のとき）あるときは、見積価格が低い業者を最優秀提案者として決定するものとする。最優秀提案者が辞退した場合において、次点のものが2者以上あるときの取扱いも同様とする。